

世田谷区認知症とともに生きる希望条例  
制定記念シンポジウム

令和2年10月25日（日） 午後2時～  
世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 研修室C

## 午後 2 時開会

○司会 皆様、こんにちは。定刻の 2 時となりましたので、ただいまより世田谷区認知症とともに生きる希望条例記念シンポジウムを開催いたします。

私は、このシンポジウムの事務局の高齢福祉部介護予防・地域支援課長の佐久間と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、注意事項を先にお話しさせていただきます。

恐れ入りますが、携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止としまして、皆様の机の上にある連絡先カードにお名前を記入していただきまして、休憩時間に回収をさせていただきます。お預かりいたしました情報は、感染した方がもし出た場合について御活用させていただくものでございます。このこと以外には利用しませんので、御協力をお願いしたいと思います。

本日のシンポジウムにつきましては、後日、動画配信等を予定しておりますので、撮影を行っております。また、報道機関等の取材の申込みがございます。写真撮影や録音をさせていただきますので、もし写真撮影等を控えてほしい方がいらっしゃいましたら、あらかじめお近くの職員、または挙手で御連絡をお願いいたします。

それでは、初めに、本日机上に封筒に入れてお配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

本日のプログラムでございます。世田谷区認知症とともに生きる希望条例制定記念シンポジウムのパワーポイントの写しでございます。世田谷区認知症とともに生きる希望条例の本文、アンケート用紙を配付させていただいております。不足等がございましたら、お近くの職員までお声かけください。大丈夫でしょうか。

それでは、本日のシンポジウムを開会いたします。

初めに、世田谷区長、保坂展人より御挨拶及び条例の紹介をさせていただきます。保坂区長、よろしく願いいたします。

○保坂区長 皆様、こんにちは。世田谷区長の保坂展人でございます。今日は、世田谷区認知症とともに生きる希望条例が、10月 1 日に施行されたことを記念したシンポジウムに多数お集まりをいただきまして、ありがとうございます。また、動画で御覧になる方も多数いらっしゃると思います。これより御挨拶と条例の概要の説明をさせていただきます。

この条例は、認知症の御本人を含む全ての区民の皆様の希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまちを目指しまして、この 9 月の第 3 回区議会定例会で提案をいたしまして、可決され、10月 1 日からの施行とな

りました。

この条例をつくり上げるに至って、認知症当事者の皆様方、また、介護や医療現場の皆様方、家族の皆様、そして本日登壇の有識者の皆様、登壇者以外の皆様や専門家にも多数御協力をいただきました。この場をお借りいたしまして感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

大変熱のこもった議論が、時には夜10時近くまで繰り広げられて、区がまとめた案についても何度も反すうしながら、言葉1つ1つを取り出しながら、分かりやすく、そして、行政の言葉になりますと、どうしても堅くなるわけですが、できるだけ平易に、分かりやすく、温かいものへと、こういった努力がなされました。

皆さん、この条例の名前を聞いてどのように受け取られたでしょうか。世田谷区認知症対策条例とか、認知症施策推進条例とか、このあたりが、よく行政が出して、これまで我々も提案をしてきた条例の名前なんですね。あえて希望条例という、この希望という二文字を入れたということは、私たちが調べている限りでは全国で初めてです。どうしても法令、制度に基づいた決まり事を事務的に整理していくのが条例ですが、希望条例としました。

希望の反対は絶望でございます。認知症ということで当事者の方々がいわれなき差別を受けたり、偏見にさらされたり、そして、御本人にとって不本意な扱いを受けてきた歴史があり、これに対して、1人1人、自分らしく、人間らしく、人間性を尊重してという声がだんだん世界中で広がってまいりました。

「私たちのことを抜きに私たちのことを決めないで」というスローガン。これは国連の障害者権利条約の制定のときに、世界各国の障害者の方々が、口々にそれぞれの言葉で誓い合った合い言葉だというふうになります。

ここでは当事者の方々のお話を土台にして、条例という言葉にあえて希望条例という表現をすることで、温かさ、ぬくもり、コミュニケーションにつながる言葉を検討の中から取り出してきたということ、まずもってお伝えをしたいと思います。

世田谷区の高齢者人口等の状況です。人口92万人の中で約20%、18万4000の方が65歳以上の高齢者です。また、介護保険の要支援・要介護認定者数が約4万人いらっしゃいます。こちらの認定率はかなり高いほうだとも言われています。そして、この中で青い文字、認知症高齢者数は、2万3990人、約2万4000の方がいらっしゃいますが、これは介護保険で認定された方の人数ですので、実際に軽度の方はもっと多いのではないかというふうにも言われております。これから高齢者人口はどんどん増えてまいります。

世田谷区は区独自の高齢福祉の仕組みをつくってまいりました。皆様、地域包括ケアという言葉聞いたことがおありかと思いますが、具体的に、厚生労

働省のホームページを開くと、世田谷区の場合はという世田谷方式の紹介がされております。これは、皆さんの身近に28か所のまちづくりセンターがございます。このセンターの中に介護保険の窓口であるあんしんすこやかセンター、世田谷ではそう呼んでいます、全国的には地域包括支援センターと言います。これを、このまちづくりセンターの中に、移しました。実は以前から活動の区域が、まちづくりセンターと同じだったんですが、最初にできたときには、まちづくりセンターに区の職員が大勢いたので、ここに入ることはできなかった。しかしながら、平成28年より、まちづくりセンターの区の職員を四、五人というふうに縮小していましたから、あんしんすこやかセンターを移そうではないか、そして社会福祉協議会にも来てもらおうではないかということで、福祉の相談窓口を設置いたしました。そして、高齢福祉を中心に、障害福祉や児童福祉についても相談を受けていく体制をつくってございます。

なので、右側の図です。何か福祉についての相談があると、これまで大変でした。いろいろ世田谷区の福祉の情報、インターネットでも福祉ガイドでも、たくさんあり過ぎて、どこにどう連絡したらいいのか。現在は身近なまちづくりセンターの福祉の窓口に行ってくださいと。ここへ行けば、もちろん介護保険についてワンストップで手続きができますし、それ以外の、例えば難病についての支援を受けたいんですということとは、さすがにここでは解決しないんですが、例えば総合支所のどこに行ってくださいとか、本庁のどこに行ってくださいという形で、自分で探さなくても的確な窓口を受けつなぐことができるのが特徴で、その相談を、あんしんすこやかセンター、まちづくりセンター、社会福祉協議会で受けながら、そして区民に参加してもらいながら福祉の力を、地域の力を高めていこう、こういったことの中に、従来からの認知症のサポーター養成だとか、認知症の方も参加できるサロンだとか、そういう活動が、いわばネットワークされて一元化されたということでございます。

そして、今日、この建物に初めていらっしゃった方はどのぐらいいらっしゃいますか。ありがとうございます。世田谷区の保健、医療、福祉の拠点として、本来なら4月に大々的に区民の皆様にオープンセレモニーをする予定でした。この建物は免震構造になっていまして、災害のときにはここが医療の司令塔になる、対策本部になるという建物で、大変充実した研修室などを備えています。この1階には認知症在宅生活サポートセンターが設置をされております。つまり、28のまちづくりセンターで福祉の相談窓口を細かくやっていますが、一方で、全体を、それこそ総合的、俯瞰的に見て、全体を見ながら最新の認知症に対するアプローチの仕方であるとか、御本人の、こうやったらよりスムーズに活動ができますよとか、在宅の生活を応援していこうという全区的なセンターがこちら、梅ヶ丘にございますということをお報告したいと思います。こ

の建物が建つ以前からこのセンターはありまして、この建物がこの春竣工したのとともにも本格的な活動を始めてございます。

ここは、さっと行きますが、世田谷区の特徴は、認知症在宅生活サポートセンターがありますけれども、一番の現場は先ほど言ったまちづくりセンター、28の地区の中に様々な福祉資源があつて、それがお互いにつながってサポートし合つていこう、情報交換をしていこう、融通をし合つていこう、こういった仕組みになってございます。

そして、いよいよ世田谷区認知症とともに生きる希望条例です。これまで世田谷区で取り組んできた認知症施策も土台にしながら、今お話ししたサポートセンターを拠点としていこうと。世田谷区の基本構想には個人の尊厳を尊重すると。これは原則ですよということが書かれております。この希望条例は名前も珍しいんですが、実は、この前文が結構長いんですね。

一部だけ読んでみます。「今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると『何もわからなくなってしまう』という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って『自分らしく生きる』ことが可能です。世田谷区は、自分らしく地域とともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、『一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや』を目指して、この条例を制定します」。

この文章も大変いろんな角度から吟味、検討して、本当に簡単ではない経過をたどって生まれた文章でございます。一言で言って、この条例は、これまでの認知症に対する見方を根本から、世田谷区から変えていきますよという宣言でございます。何より御本人の意思、人権を尊重し、認知症の方も、まち、コミュニティーに参画できる、参加ができる。そして、その中で、そのことを区民や学校や職場はみんな理解をして、認知症の方の存在を大切にする、そういったまちをつくっていきましょう。こういう旗印をここで掲げているわけでございます。

今回は、この希望条例について、これは有識者の方から御意見が相次いだんですが、国も今、認知症の法律を検討していると聞いていますけれども、やはり認知症の御本人の視点ということを徹底的に重視したものにしていきたいと思います。ということで、今日も登壇される予定でございますけれども、検討委員会にも3人の認知症当事者の方に参加をしていただきました。ワークショップも同様です。そして、今日もまた御登壇いただくことになっております。というこ

とで御本人の視点を大事にする。

認知症の方、御本人に寄り添っていくサポーターという言い方を、ずっと世田谷区でもしてきましたが、サポーターと言うと少し距離があるのではないか。やはり関係性を紡ぎ合うパートナーですね。サポーターではなくパートナーという言葉を使っていこうということも、議論の末、出てきた言葉であります。そして、希望を強調しましたが、自分らしく生きることを尊重する。権利を持っているんだということ、希望を持つのは御本人だけが希望があるよということではなくて、周りの御家族や友人、その他の人たちも一緒に希望を持つということになります。また、予防という言葉はどうだろうか。行政だと認知症予防という言葉を使ってきましたが、予防という言葉が大きくスローガンで出ると、では、その予防を通過して認知症の症状が出てきたらどうなんだろうかということ、備えという言葉にしていきたいと思います、また特徴でございます。

そして、区民あるいは地域丸ごと、この理念を応援していこう。この条例の中で大きく注目されているのは、私の希望ファイルというものをつくっていきましょう。もちろん御自身で書くことができる方は御自身で、このような生き方をしたい、いろいろ御希望を書いていく。また、ちょっと書くのはつらい、口述、お話をして、それをパートナーに書いていただく。こういったこともやっていきましょうということでございます。

駆け足での紹介になりました。これから、この条例制定に深く御意見をいただいた有識者の方々からの御講演、そして、シンポジウムとございますので、その場でまた、この条例の1つ1つに触れながらのお話が展開されるものと思います。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○司会 続きまして、パネルディスカッションの第1部「世田谷区の『希望条例』に込められたねらい、そしてこれから」に移らせていただきます。

初めに、本条例の検討委員会の委員長でおられます国際医療福祉大学大学院教授の大熊由紀子様に御講演いただきます。

それでは、大熊様、よろしく願いいたします。

○大熊氏 大熊由紀子と申します。タイトル「認知症とともに、このまち、世田谷で～誇り・味方・居場所～」を大切にというタイトルにして話させていただきます。

私の肩書きは、福祉と医療・現場と政策をつなぐ「えにし」ネット、志の縁結び係&小間使いというふうに自分自身で呼んでおります。福祉と医療、近いようで深い河に妨げられています。それから、現場のすばらしいものが政策に結びつかない。それをつなごうということで20年前に始めまして、ついこの間

はZoomで、スウェーデン、デンマーク、オーストラリア、イギリスからも参加していただいて、「新たなえにし」を結びました。こういう会なんですけれども。そこに今の保坂区長も出てくださいます、そのお話が、もうとてもみんなに感銘を与えて、いや、世界的に世田谷条例は広がりつつあるという感じでもあります。

私は、まず、この世田谷というところで、下馬に住んでおりますけれども、ずっといたいなと思っています。それも、いろんな思い出が詰まった自分の家だといいなと思っています。でも、家だけそうなのでは駄目で、そこに味方がいなければいけない。その味方がいることに加えて、自分自身に誇りが持てる、そして希望が持てるということが大事だと、常々思っていました。

後で次にお話しされる西田淳志先生は世界各国のことをよく御存じで、今、世界の認知症の論文でホープ、希望というものがとても重要なキーワードだというのが、だんだん分かってきたというふうに言われております。

ところが、今、日本には世界の常識と違うことがいろいろ広まっております。例えば、頭を使っていたらぼけないと言って、一生懸命ドリルか何かをやる人もいますけれども、頭を多分非常に使ったであろうアメリカの大統領も、イギリスのサッチャーさんも、どちらもアルツハイマーに倒れたという。しかも告白していらっしゃいます。

それから、早期発見すれば大丈夫だというのが、普通は大切だというふうに思われていますけれども、事、認知症については、たまに早期発見して手術するとよくなるというものもあるんですけれども、多くは治療よりもケア、環境が大切だというのが世界の常識になりつつあります。それから、徘徊、暴力、弄便、そういうことを認知症の人がやる。非常に不可解だというふうに思われていますけれども、それは了解可能な心の叫びだということが分かってきています。それから、精神病院もやむを得ない、こういう人なんだからというのも、これは日本だけの世界の非常識でございます。それから、暴れるから身体拘束もしようがない、必要悪だという、これは20年前に介護保険ができたときも、そういうふうに主張する人がいました。でも、これも日本だけの世界の非常識です。

そして、認知症になったら何も分からなくなるという常識をひっくり返してくださった認知症とともに生きる希望宣言を、御本人たちの組織が作ってくださいました。「一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ」という呼びかけに始まります。認知症とともに生きる希望宣言、これを側面から育てた方が、西田先生の次に話される永田久美子先生でございます。

そういう人たちの中から5人の人が認知症希望大使になりまして、この方は元看護師さん、この方は、認知症にならないためにいろいろ勉強していた人、

商工会の会長さん、スポーツにたけた方、この方は、フォルクスワーゲンのセールスマンとして売上げ第1位、どの方も認知症になられ、今は認知症希望大使に任命されています。

写っているそのほかの方たちは、会場で認知症の方、上がってくださいと、かつてだったら認知症だと言うのは恥ずかしいから、人前に出て写真を撮られるなんてことはなかったんですけれども、みんなこんないい顔をして登壇されています。若い人だから話せたり活動できるというわけではなくて、こちらでも70歳を過ぎておられる元商工会の会長さんでございます。

ただ、この方たちの明るい笑顔の裏に、とても残念なことがございます。それを丹野智文さんが先日、国連に訴えられました。それを抜粋しますと、「気がついたときには仲間が精神病院に入れられていました。私は会いに行ってみました。認知症の症状がよくなるために入ったと思っていたのに、誰もよくなっておらず、反対に症状が悪化していたのです。表情も無表情になり、全てを諦めているようでした。ここから出たい、家に帰りたいと、みんなそういうふうに言うんです。気がついたことは、診断直後のサポートの仕方がおかしいのだと思いました。当事者の支援が全然なく、家族に重度になってからの話だけ、介護保険を早く申請しなさいというこういうことであると。大変ですね、つらいですねと家族は言われ、御本人は「大変な人」だということになってしまう。それを変えなければ、日本ではそれが台なしなんですよと国連に訴えるという状況になっています。

丹野さんがそういうふうに思われるのも無理はなくて、日本には30万以上の精神科のベッドがあります。精神病院の院長の代表の方がNHKで、なるべく早く引き受けるようにしています、30万床は、認知症のBPSDというのは、いろいろな症状を表したことを医学者が言うわけなんですけれども、そこを空けておきましょうというふうなことを言い、その病院では、認知症の方が何か症状を起こすと、磁石のついた鍵で、ばちっと胴体を縛ってしまう。

これを別に隠しカメラではなくて、この方は堂々と、こういうものなんですよと言ってNHKのカメラの前でしゃべるといふ。それが残念な日本の状況です。世田谷はそうしてはならないという思いで私たちは頑張ってきております。

日本の人口は世界の2%ですけれども、精神科ベッドは世界の20%もある。こんなに日本にだけ精神病の患者さんがいるわけがないのに、日本だけ、こうベッドが増えていきますので、入れる人がだんだんいなくなっちゃった。

そこで編み出された経営戦略。厚労省もその後押しをして、老人性痴呆疾患専門治療病棟とか、老人性痴呆疾患療養病棟、今はちょっと名前を変えていますけれども、そういう制度をつくってしまった。なので、今、認知症の人を精神病院から出しますと、ほとんどの精神病院は経営が成り立たなくなる。これ



は、家族の全国組織の機関誌に載っていることをごさいます。

よその国はどうかといいますと、日本だと施設ですけれども、ケア付きの住宅。自分の思い出の品がいっぱい持ち込まれている。難聴になってくると補聴器もつけるというのに対して、日本は、家に帰りたいてって、回廊式という、一時はやっていたんですけれども、ここをぐるぐる回っていらっしゃる。日本医師会から推薦された国会議員の方が経営している精神病院です。一方は、オーストラリアのクリスティーナ・ブライデンさんの本の中の言葉ですけれども、ディメンシア、認知症と呼ばれている人々の異常な行動は異常な環境と異常なケアに正常に反応しているのですという。

これは、私はかつて「寝たきり老人のいる国いない国」という本を書いたんですけれども、うちの院生さんが認知症について調べようとスウェーデンに行ったら、いわゆる日本で思う認知症の人にさっぱり会わない。それはなぜかという、御本人の意思を大切に環境を整える、そういうことがあるのだと。

昔からスウェーデンの人がそんなに賢かったわけではなくて、1970年代までは精神病院に認知症の人がいて、このように縛られているという。でも、これは間違っているということで、82年にエーデル・リフォルメンという改革が行われて変わっていった。世界はそのように変わっていています。

日本でも自治体が認知症条例をつくり始めました。ここで、青いのが、ごく平凡な条例です。認知症の人が鉄道を止めたりして損害があったら、そのお金を自治体で肩代わりして払ってあげましょうとか、予防しましょうとか、先ほどの区長さんのお話にありました。本人などは参加していない。

たった2つ、この和歌山県の御坊市と私たちの世田谷区では、御本人が今のようなお話のように参画しました。スライドのこの絵は、後で御登場になる元美術の先生が書いてくださった絵でございます。

この条例の1つのきっかけが、事件が起きてから賠償するんじゃないという考え方です。台風を予防するとか、大雨を予防することはできないけれども、備えはできるんだという、このあたりの考え方は、国際的な情勢をよく御存知の、後でお話しになる西田先生の言葉でございます。

実際に身近なところで、私の母も認知症になりました。おまけに末期がん、悪性リンパ腫、要介護4。病院ではこんなありさまでした。でも、この世田谷で、今日も地域包括ケアの話が出ましたけれども、かかりつけの先生がおられて、それを大学病院の人がバックアップする。かかりつけの薬剤師さん、福祉用具専門員、かかりつけの歯科の先生方と歯科衛生士さん、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパーさんが支えてくださると、家族たちも安心して、介護にへとへとにならずに愛情たっぷりにすることができるという。このかかりつけ医の先生が、そこにおられる遠矢純一郎先生。条例づくりでもいろいろ、一か

ら尽くした先生です。そして、商店街の皆さんがいろいろと手伝ってくれました。

なので、母は、さっきのあの状態から、こうなることができました。希望というものが大事だということになっていきますけれども、彼女は、なだ万というところがとても上等なお店だと思っていて、今度のお誕生日はなだ万に行こうと言うと、こんなにおしゃれをして、にこにこしているんですけれども、その同じ母が、うちへ帰ってきた姿がこれでございます。だて眼鏡を取っちゃいました。入れ歯を外してしまいました。ウィッグも取っちゃいました。これは、日本のあちこちの療養型の病院とか、精神病院とか、そういうところで見られる風景です。これを見て、医療従事者もお医者さんも、この人たちはこんなもんだと思ってしまう。でも、この同じ人が、自宅で希望を持って味方がいればこんなふうになれるという1つの実践例もお話しさせていただきました。

ありがとうございました。

○司会 大熊様、ありがとうございました。

続きまして、本条例検討委員会の委員でおられます、東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター長の西田淳志様に御講演いただきます。

それでは、西田様、よろしく願いいたします。

○西田氏 よろしく願いいたします。東京都医学総合研究所の西田と申します。

私の話の前に保坂区長、そして大熊さんからお話がありましたけれども、区長からは、まさにこの世田谷区の認知症に関する取組、地域づくりというものを、大事な理念がこの条例によって定まったというお話がございました。まさにこれからのスタートラインとしての条例というお話だったと思います。

この条例、理念で終わらせてはいけないということで、この理念を実現する世田谷区にしていく必要があるということで、そのための1つの取組として、先ほど何回かお話に出てきました私の希望ファイルという取組について、これから着実に進めていくのはどうだろうかという話が条例の検討の中で出てきております。

私は、その希望ファイルがなぜ大事なんだろうかということについて、お話をさせていただければと思います。

お話のタイトルとして「希望・生きがい・アイデンティティ」、アイデンティティというのは、自分らしさとか、その人らしさという意味ですけれども、そういったことをコミュニケーションの中心に、我々はこれからしていくべきではないかという趣旨でつけております。まさに、その希望ファイルという、これからお話しする取組は、希望や、生きがいや、その人らしさというものをコミュニケーションしていくための大事な1つのきっかけであるということ

す。希望ファイルという、自分はこういうふうに住みたいということを書いて終わりのような印象を受けますけれども、そうではなくて、書いたことを世田谷の区民みんなと協力しながら実現していくんだ、そのために、まずコミュニケーションしていくことが大事なんだということを趣旨としているわけでございます。

さて、認知症と生きがいについての研究が最近非常に活発に報告されているというお話が、大熊さんからもありましたけれども、多くの科学誌や医学誌において、認知症になっても生きがいが保持されていれば、認知機能の低下などの症状の進行をかなり遅らせることができることが明らかになっています。また、いわゆる認知症になりにくくする予防的な効果も、希望を保持した生活を維持することによって達成される可能性があることも示唆されています。

認知症の予防ということは、かなりいろいろなところで話題になるわけですが、確実なエビデンスがあるものは、まだかなり少ないわけですね。その中であって、生きがいを保持することが認知症の予防や、もし認知症を患ったとしても進行を遅らせることに寄与するということですので、そこがすごく大事な備えになってくるということなわけです。逆に言いますと、今まで生きがいや目標や希望を奪われていた、奪われてきたということが問題でありまして、それによって、認知症そのものよりも必要以上に状況や症状が悪くなっていたということがあるのだと思います。つくられた悲観というものが、認知症についての考え方を非常にネガティブなものにしていた状況があるかと思いません。

この条例の目的は、認知症に関する見方、考え方を根本から変えていくというお話がありましたけれども、まさに大事なことは、必要以上に悲観的に捉えられていた認知症というものをもう一度考え直す。生きがいや、目標や、希望を保持することができれば、それほど恐れることではないというイメージが実現するように、これからの世田谷区がいろいろな取組を進めていくのだと思っております。

生きがいや、目標や、希望のよりどころというのは人それぞれなわけですが、それについてただ書き記して遺言のように残しておくということではなくて、それについて語り合うことや伝え合うこと、そして、それを最大限尊重して、その希望を真剣に実現していくことが、この認知症とともによく生きる地域社会の最も重要な基盤になっていくことだと思います。希望ファイルについては、繰り返しになりますけれども、書いて終わりということではなくて、書いたことを語り合って、伝え合って、そして実現していく、そのプロセス全てが、この希望ファイルのプロジェクトに含まれるという理解が必要かと思えます。今、既にお話ししましたけれども、希望のよりどころについて語り合う、

伝え合うということですね。

繰り返しになってしまっていますが、大事なことはコミュニケーションということです。よくあるのが、認知症の御本人と、ケアマネジャーさんと御家族がいらっしゃる。そうすると、ケアマネジャーさんと御家族がお話しして、いろんなことが決まっていってしまうというふうなことがあります。御本人さんに少しでも御意向を聞いたんだらどうかということが、本当にたくさんあるわけですがけれども、御本人さんの希望や意向や思いというものを、まず確認する。そこをベースにして、あらゆるコミュニケーションをスタートしていくことをしていくために、この希望ファイルの実践を広げていくというところなんです。ですから、非常に本来当たり前に行われているべきことが、今までなされていなかった。当たり前にしていくべきことを当たり前にしていくために、こういう取組を進めていくということです。

語らいの中で再確認される御本人の希望、よりどころを見出して、それを尊重した生活の実現を真剣に模索するということです。先ほど大熊さんのお話にあったように、希望と味方という2つが必要なわけですね。希望を1人で書いて終わりにしていたら絵に描いた餅で終わるわけですがけれども、それを本当に実現していくためには味方が必要です。味方とともに、こういった希望を語り合って実現していく。そういう仕組みをこれからしっかりつくっていくということかと思えます。

そういった考え方に基づいて希望を語り合い、伝え合い、実現するための世田谷希望ファイルプロジェクトを条例計画の中に位置づけて、これから進めていくのだと思いますけれども、御本人と、その人の生活に関わる人たちとで御本人の希望のよりどころを語り合い、希望ファイルを協働で作成して、その実現を目指すためのチームをつくっていくということです。繰り返しで恐縮ですがけれども、書き残すことが目的ではない。これは、放っておくとそうになってしまうんですね。書き残して終わりという形になってしまうんですが、そうではなくて、ともに歩む人たちとともにそれを伝え合って、実現のためのチームをつくっていく。チームづくりが本丸だということです。味方づくりという言い方もできるかもしれませんが。希望のよりどころを理解したチーム、コミュニティを備えることが本質的な備えだと思います。

希望ファイルというものについては、これからいろんな方々、特に当事者の方々の御意見をいただきながら開発していくところですがけれども、どのようなことをその中で確認していくことが大事なのかということですが、よく、その人らしさとか、アイデンティティということが言われますけれども、その人のアイデンティティを支える、そのよりどころ、1つは記憶というものも大切で、どうも最近の研究では、認知症というのは記憶が少しずつ少なくなっていくと

いうことは明らかなんですけれども、かなりステージが上がったとしても、その人が大切にされてきた役割ですとか立場などの記憶は最後までかなり鮮明に残ることが明らかになっています。ですから、その方のアイデンティティを支える記憶やエピソードというものを、まず共有する。その人の個性を基に、その人らしい生活をこれからどうやって続け、希望をかなえていくのかということ、みんなで語らいながら、そのポイントをまとめていく。そういう作戦会議のようなものを世田谷区のいろんなところで展開していくことが大事であろうと思っております。

例えばですけれども、希望ファイルというのは認知症になる前から備えられますし、認知症になったとしても、どの段階でもスタートできるものだと思いますけれども、認知症の介護サービスを提供されていらっしゃる方、スタッフさんと利用者さんの間でもスタートできますし、先ほどお話がありましたけれども、認知症になった後、診断直後の支援やサービスが非常にプアであるという問題が指摘されています。世田谷区には認知症初期集中支援チーム事業というものが認知症在宅生活サポートセンターにはありますけれども、そのスタッフと当事者の方との間でも、この希望ファイルの取組は非常に大事になってくるのだと思います。

それから、認知症になる前の我々1人1人というものが、今から、自分がもし認知症になったら、こういう思いで、こういう生活を続けたいということ、地域の味方、仲間と伝え合っておく。そのための希望ファイルの作成を進めておくことも、これから重要になってくると思います。

最後ですけれども、この希望ファイルというものを、これから条例計画の中でしっかりと当事者の方と一緒につくって行って、少しずつよいものを広げていくことが必要になってくると思います。条例計画は3年単位というふうに伺っていますけれども、最初の3年では、まずよい実践を少しずつ生み出して、それを今後の広域普及の土台にしていくようなことが非常に重要になってくると思います。ぜひ、毎年このような条例の記念日みたいなイベントがあるのかもしれませんが、そういうときには希望ファイルコンテストのようなものを作っていただいて、希望ファイルと一緒に作り、実現しようとしている区の先進的な取組を積極的に表彰していく機会もできるのではないかと考えております。

なぜ当事者の視点、評価が大事なのか、当事者の視点を取り入れた希望ファイルをつくる必要があるのかということなんですけれども、今まで専門家の視点でつくったものは世界中に結構あるんですけれども、なかなかそれが広がっていかないとか、うまく使われていない状況があります。こういう早い段階で、できるだけ希望を大事にして、共有していこうということは言われますけれども、

今までなかなかうまくいっていないことも実際です。そういう反省を踏まえて、当事者の方の貴重な経験や体験に基づく意見を入れて、実際に区民に使われていく希望ファイル実現のためのチームづくりの仕組みを、これからしっかりとつくっていかねばと思います。

私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

○司会 西田様、ありがとうございました。

続きまして、本条例の検討委員会の委員でおられます認知症介護研究・研修東京センター研究部部長の永田久美子様に御講演いただきます。

それでは、永田様、よろしくお願ひいたします。

○永田氏 皆さん、どうもこんにちは。永田と申します。

いただいている時間は10分間ですけれども、私の時間の中では、本人が参画すること、そして、ともに力を合わせて協働していくこと、このことに焦点を当ててお話をさせていただきます。

今日、皆さん、世田谷のどのあたりからお越しになったのでしょうか。世田谷区といっても本当に様々な地域があると思います。先ほど28か所にまちづくりセンターがあるというお話がありましたけれども、また、同じ地域でも四季折々、また、風景が違えば起きていることも違う。まさにまちは生き物だと思います。もうじきボロ市も開かれる、そんな季節になってきていると思いますけれども、1人1人が暮らしている。

認知症の条例という、何か認知症の人や関係者だけの条例と思われがちですけれども、本当に92万人以上の方が住んでいるまちの中で、生まれたての赤ちゃんから、子どもたち、学生さん、働き盛りの人、中年の方、年配者、そのほか本当に働いている様々な人たち、ありとあらゆる人たち、この人たちとともにどう進めていけるか。

このスライドを作ったときに、そういえば、こんな人もまちにおられるなど。本当にいろいろな人たちの支えがあって私たちの生活ができていたのだなあと思わされた感じがしました。みんなが様々な暮らしの課題を持っていると思います。つながりのこととか、経済のこととか、生きがいのこととか、防災とか防犯のこととか、みんながいろいろな課題を持っている。そして、今回の認知症もその課題の中の一つ。実は、認知症と関わりない人はもういないというくらい、自分になるかもしれない、あるいは、まだなっていないけれども、今日も皆さん、おうちからここに来るまで、歩きがてら、何人かの認知症かなという人にすれ違って、ここまで来られていると思います。それぞれの人々がどこかで認知症の人と接点を持ちながら、何もその人を支えようとか、そんな大げさなことではなく、まさに、この区の中で住む隣人としてといたしますかね。いつの間にかお互いが作用し合っている。場合によっては、認知症の人が元気な人たち、

若い子たちを支えてくれている。そんな場面も区の中でいっぱい起きていると思います。

認知症というのは、これからの世田谷区でお互いの暮らし、地域をよりよくしていくための大事なテーマ。認知症ということを入り口にして、様々な課題を一体的に、人とつながりながら乗り越えていけないか。

今、認知症の方を支えているのが10代の若い子だったり、子どもたちの問題、子どもたちと認知症の親御さんや認知症のおじいちゃん、おばあちゃん、支え合いが日々の中で起きてきていたりとか。あと、認知症になってからも働き続けるということが、今、大事なテーマです。認知症だからって諦めずに、認知症になってから若者の人手不足の社会を、どう認知症の人も加わって、できる仕事で支えていこうとか、本当に様々なところ、まちの中のいろいろな人の課題と認知症の人の課題をどうつなげながら、一緒によりよいものにしていけるか。

これからのみんなの挑戦課題。認知症とともに私たちはどう暮らしていけるのか。今までの認知症の人をどう支えてあげるかという、もうそういう課題の時代ではない。私たちが認知症とともにどう暮らしていくか。まさに一緒に暮らすということを考えていこう。この挑戦課題をしっかりと押し進めていくためにできたのが、今回の条例だと思います。

今までどうしても、それぞれが努力していたけれども、個々ばらばらの努力で終わりがちだった。世田谷の中で既に非常に多くの人が、認知症の本人とともに日々暮らし、生活を支え合っているとは思いますが、まだまだそれらがつながり切れずに、せっかくのそれぞれの力が結集できていなかった。条例ということで、互いの力を合わせて一緒に取り組んでいく。そして、条例というものの大事さは、その場しのぎではなくて、1年、3年、5年、私は多分、これを実現可能なものにしていくのは、最低10年はかかるのではないかと考えています。また、うまくいったと思っても、また世の中は変わるし、人の暮らしは変わるし、息長く、この条例を基にみんなで取り組み続けることが必要になってきている。条例というのは、単年度とか短いスパンでの取組ではなく、中長期でじっくりと進めていこうということを区が打ち出しているという、非常に重要な仕掛けだと思います。

先ほどから何を指すのかということの話がありました。全区民がともに希望を持って、意思と人権を守られながら、大切にされながら、安心して暮らし続けられる地域社会をつくる。これは別の見方を言うと、安心して認知症になれる社会、認知症になってからも安心という考え方ではなくて、この先、幾つになっても安心して暮らしていける、安心して認知症にもなっていける社会が、今、条例を通じてつくられようとしている。

そして、方針の第一として、先ほど来、保坂区長、大熊さん、西田さん、皆さんおっしゃった、これまでの認知症についての考え方を大転換していこう。2番目は、一人ひとりが備えよう。3番目は、一人ひとりの意思と人権を大切に。何か人権というと大ごとのように感じますけれども、人として当たり前暮らす、行きたいところに出かけ、会いたい人に会い、買いたいものを自分で買い物に行けるとか、自分の話をしっかり周りに聞いてもらえるとか、当たり前のことが、今、認知症ということで当たり前できないことが、いっぱい起きてしまっている。大それた特別なことをするというよりも、当たり前をやれていたことが、認知症になってからも、認知症が深まってからも、どこで暮らしていても、自宅で暮らしていても、施設で暮らしていても、病院に入ったとしても、人として当たり前のことが大切にされるように。4番目は、そういうものを大切にし合える味方を増やそうという。先ほども味方という言葉が何度か出てきています。支援してあげる一方の存在ではなく、味方になって一緒に歩んでいこうという。そういう味方を周りに増やしていこう。これら条例で大切にしていることが丁寧に、これが形だけに終わらないために、本人が参画して、本人がしっかり加わって、本人とともに作り出していくことが不可欠ということも条例の中で掲げられています。

古い考え方から新しい考え方へ変えていこう。どうしても今まで絶望的な見方が中心で、認知症になったらおしまいとか、本人の問題点をどうしても見がちだったり、地域からどんどん離れてしまっていて、絶望の悪循環に陥って、必要以上に苦しんでいる人が多かった。今回の条例で希望をとということを堂々と掲げたのは非常に大きいと思います。希望という2文字は、何も理想論を言っているわけではなくて、切実に必要なこと。生きていくため、認知症とともに、また生きていくためには、希望があるかどうかで、本人も家族も周りも、ぴりぴりせずに伸びやかに前を向いて生きていくために、そして、みんながそういう意識で循環が起きていくための、とても大事な2文字が条例に込められたと思います。

本人が参画する。これは、決め事するときには必ず本人が参加して、本人と一緒に決めていく。本人抜きには何事も進めない。何をすることも本人はどうだろうか。認知症だから決められないのではなくて、認知症の人が決められるような配慮をしながら、本人が、これはこっちのほうがいいとか、それでいいよという、決められるような配慮をしながら本人が決める。それは、そんな立派な会議の場面とか、条例をつくるとか、そういう大事な場面ももちろんですが、日々のいろいろな場面、地域の中の様々な場面の中に本人が加わって行って、本人と一緒にやりながら、こうがいいね、こうやりたいというのを本人が決めながら一緒に作り出していこう。今、認知症の人が働いたり、子どもたちと



のいろいろな活動に本人がどんどん参画したり、あるいは、元気な人だけではない、認知症が進んで病院や施設に入っても、そして、亡くなる直前までも本人が自分で選んだり、自分がこれが大切だと思うものを表せるような場面をつくり続けています。認知症の人が参画することが大切で、この後もパネルディスカッションの中で御本人が登場してくださると思います。

本人が語り、動く、リアルな声と姿に触れることで、私たちみんなの考え方が大きく変わる。私が幾ら説明しても、まだまだぴんとこない方がおられると思いますが、御本人がしっかりと自分の言葉で語り、堂々とおられる姿そのもので、ああ、もうこんな時代になったんだ、認知症になっても、もう隠す時代ではない、社会の中に自分が入っていきながら一緒につくる時代だというのを、リアルに感じ取れる。よりよく生きていける可能性がたくさんあることを具体的に気づけたり、認知症の人からバリアをいろいろ教えてもらえるといます。どんなところにバリアがあるのか。認知症とともに生きる人のバリアは元気な人には気づきにくい。特別な支援の前に認知症バリアを取っ払わない限り、困り事ができたり、余計ないろんな負荷が生まれてしまっている。

そのほか、スライドの左上、そういう本人の姿を見ることで、他人事ではなくて自分事として考え、ああ、認知症になっても自分も大丈夫だという希望を持ちながら、これからに備えようという人たちが増えていける。左側の真ん中ですが、当たり前前に暮らすことのかげがえのなさに気づける。ふだん当たり前前に暮らしていることが、どれだけかげがえがないか、日々の中に小さな希望がたくさんあるぞということを感じて大切にし合える人が増え、パートナーが増え、本人に教えてもらいながら、日々の関わりや支援、施策、今回の条例もそうですが、本人にいろいろ気づきを教えてもらいながら、改善を続けていきながら、そして、地域の中で生き生き暮らせる人がしっかりと増えていく。条例はスタートラインで、これからしっかりと地域に参画してのびのびと暮らし、そして、認知症になってからも、これぞ自分という、そういう時間で生きていける人が一人でも多く増えていくことを本当に願って、一緒に私も頑張っていきたいと思っています。

ぜひ、本人を抜きにせず、あと、ぜひ息長く、一朝一夕ではないと思いますので、一緒に息長く取組を進めていければと思います。

どうもありがとうございました。

○司会 永田様、ありがとうございました。

後ほどパネルディスカッションの後に質疑応答の時間をお取りいたしますので、質問等がある方はそのときをお願いいたします。

これより10分間の休憩とさせていただきます。休憩時間中、連絡先カードを回収させていただきますので、机の上の上に置いていただきますようお願いい

たします。こちらの時計で15時15分までという形で、15時15分に再開をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

午後3時5分休憩

午後3時15分再開

○司会 それでは、お時間となりましたので、パネルディスカッション第2部の意見交換を始めさせていただきます。

「条例を活かし、希望を持って暮らせるまちを、いっしょに」をテーマに、先ほど御講演いただきました大熊様、西田様、永田様に加え、認知症の御本人の長谷部様とさきこ様、それに保坂区長で行います。

ここからの進行はコーディネーターの大熊様にお願いしたいと思います。大熊様、よろしく願いいたします。

○大熊氏 それでは、由紀さんからコーディネーターをさせていただきます。

私、ふだんは言っていない西田先生とか永田先生とかではなく、久美子さん、淳志さんというふうな感じでお呼びいたします。この世田谷というのは、すばらしいところで、もう日本の有数の専門家がそろってしまっていて、もちろん区長、淳志さん。この中で世田谷の住人ではないのは、永田久美子さんで、世田谷のいろんな審議会でお世話になってますし、希望宣言というものの産みの母でいらっしゃるので、そういう6人の人間でいろいろと頑張っていて、ここまで皆さんと協力していただいて進めてまいりました。

最初に、自己紹介ですが、普通の何とか大学を出ましてとかいうのはやめにして、認知症というものについて、自分は前はこう思っていたけれども、今はこう思う、その私という感じで自己紹介をしていただけますでしょうか。

では、最初に保坂さんお願いします。

○保坂区長 先ほども申し上げたんですが、軽度認知障害の方も含めれば世田谷区で約5万人の当事者の方がいらっしゃいます。それと、御家族とか、お知り合いとかを入れると区民の約4分の1以上、かなり大勢の方がこの問題と日常的に向き合っている、あるいは悩んでいると思います。

私も、母が認知症を患ったことがありまして、妹夫婦がずっと見ていたんです。私が2週間に1回ぐらい通ったんですが、行くと別人のようになって、しゃきっとして何から何までちゃんと話す。ただ、帰ると何かまた変わるということも見てきて、相当いろんな昔の話をずうっと延々とした経験があって、この検討委員会で大熊さんや永田さんから出た、いわゆる短期的な記憶については、なかなかこれは覚えにくいけれども、例えば軍需工場に行ったときの話とか若い頃の話、あるいは、子どもの手がかかる子育ての時代の話とかは実に克明に話すことができたと思うので、多くのことをやはり覚えていて、見当識というんですか。時々ここはどこかなみたいなということが混乱をしたりとか、

あるいは、直前の記憶がなかなか思い出しにくかったりとかいうことで、それはそれだということで、社会的あるいは地域的に包括することで。

家族にかかるストレスも相当なもので、認知症とは何かということが、まだ当時そこまで知られていなかったということで、この条例が書いているような、何か人格が本当に別のところに行ってしまうと、もう昔の母はいないんだみたいな、そんなことはないんですよ。母は母のままなんですよ。だけれども、ちょっとそういう見方をしなきゃいけないんだと思ひ込んだりして悩んだりとかしたことを、経験として持っているので、そういう見方そのものが大きく変わると。色眼鏡ではなくて、素で見られる社会になるといいなと思います。

○大熊氏 ありがとうございます。

お隣も認知症にまつわる個人的な思いとか、思い出話をお願いいたします。

○西田氏 認知症についての考え方とかイメージが変わったという話ですかね。認知症についての偏見や差別、偏見があるということは、よく言われるんですけども、社会にふわふわと漂っているわけではなくて、意外に我々専門家の中から原因が出ているといいますか、専門家の発言を社会の方は信頼してください。ただ、専門家が専門家たるゆえんというのは、研究成果ですとか科学の成果というところに準拠するわけですけども、それらは日進月歩で変わってきているということです。

昔、認知症の教科書を開けば、10年ぐらいでどんどんと状況がみたいなお話が教科書に書かれていましたけれども、もはや本当に今日お話ししてきた、どのように希望を保持して生活ができるかどうかということによって、全くその経過は変わってくるということです。ですから、そういう意味で、専門家も科学的な根拠に基づいて、認知症のこれまでの考え方というものを変えていく必要がある。専門家の知識や知見のリニューアルというものも、非常に偏見を打破していく上でとても大事ではないかと思っております。そういう意味で、私なりにそういう研究などを続けていく中で、これまでの認知症に対する悲観的な考え方というのは、大分この10年ぐらいで大きく変わってきたという状況があります。

また、もう1つ付け加えますと、この条例の検討の際に、今日横にいらっしゃる長谷部さんや、さきこさんの、当事者の世田谷区民の先輩方も、いろいろ本当にお話を聞いて、やはり当事者の方の意見を聞いたり、経験を聞くことが本当に大事ななということを実感したのと、そういうことをきちんと大事にして政策を検討していく世田谷区になってきたんだなという、ちょっと偉そうな言い方で恐縮なんですけれども、非常に誇りに思うと言うとおかしいですけども、非常にスタートラインに近づいてきて、本当に私自身、条例の検討のプロセスで学ばせていただいたという状況があります。

あと40年すると、私が認知症に恐らくなるのだと思うんですが、その頃には国民の10人に1人が認知症になると推計されていますので、もう本当にマジョリティーですね。ですから、私が認知症になる頃に安心して認知症になれるように、そういう意味で、我々の世代に向けて本当に貴重な経験を長谷部さんやさきこさんはじめ、当事者の方が提案してくださっているのだと思います。そういう中で、本当に今日も参加させていただいて感謝しております。よろしくお願ひいたします。

○大熊氏 ありがとうございます。

この中で一番若かったのかもね。では、私より1歳上でいらっしゃる長谷部さんから、なる前に思っていた認知症というのと、御自分がなってからの認知症は何か変わりましたか。見方が。

○長谷部氏 長谷部泰司と申します。よろしくお願ひします。

こんな壇上でお話しするような話でもないかもしれませんが、今、私が思っていることは、老人として自立したいという思いです。自立するというのはどういうことかといいますと、自分のことは自分ですという気持ちです。

一間長屋の六畳一間ぐらいのところ暮らししているんですけども、やはり老人として、昔は社長だったとか、東芝に勤めていたとか、そういう自慢話はいっぱい心の中にあるんです。しかし、そんなことはもう過去のことでして、今の長谷部泰司がどうなのかということをも自分自身に問いかける。それが今、私の仕事だと思っているんですね。

そういう仕事の中に、私は、ごく最近ですけども、貴重なものを1つ得たんですね。それは、今日も出席させていただいているんですが、工藤幸子という次女が私の面倒を見てくれているということが、いかに大きくて、いかに頼りがいがあるかということになりました。それで、私が取った行動が、お金を預けるということをも、やっとやれたんですね。年金を工藤幸子に管理してもらって、自分は生活費を工藤幸子から渡してもらおうというふうに変えようと思ったときから、非常に気持ちが楽になりまして、工藤幸子の言うことは誰が言うよりも、はっきり自分として納得できるというところまでたどり着いた。これが老人の1つの進歩ではないかなと、こういうふうにも思っております。

こんな会場でお話しするようなことではありませんけれども、老人として自立していこうという気持ちが、やっと固まってきたということをも御報告させていただきます。ありがとうございます。

○大熊氏 ありがとうございます。

では、せっかくですから、幸子さん、ちょっと立ち上がってみただけですか。

一言。マイクを持っていますか。お父様はどういうふうに変わられましたか。

○工藤氏 工藤です。何度も名前を連呼されてしまいましたので、お話しさせていただきます。

今、父はあのよう申ししておりましたけれども、実は大変、紆余曲折がございました。私、訴えられそうになった。本人から弁護士に連絡を行って、訴えられそうになったこともありますし、父は余り覚えていないかもしれませんが、あちこちに頭を下げて回ったことも余り昔の話ではございません。

そこから、いろんな方に支えられて、ケアマネさんはじめ、ヘルパーさんや、あんしんすこやかセンターの方とか、地域のお医者さんや大きな病院の先生、そして、こちらにいらっしゃる方々もそうですけれども、いろんな方に支えられて、父がこのように前向きに過ごすことができるようになりました。私としては本当にありがたくて感謝しております。ということで、どうもありがとうございます。

○大熊氏 ありがとうございます。

流通の大手の責任者をしていらっしゃるものですから、私、今日みんな、淳志さんや久美子さんという調子に呼ぼうと思いましたが、私は長谷部ですと威厳を持っておっしゃいましたので、長谷部さんとお呼びいたします。

それでは、久美子さん、どうぞ。

○永田氏 もう今の長谷部さんの話に全て尽きるんじゃないかと思うぐらい、私はずっと認知症の人とか御家族を支える仕事をしてきて、一生懸命勉強したり知識を詰め込むと、分かったつもりになるんですけれども、知識は大事なんですけれども、知識はあくまでも知識であり、目の前の人は生きていて、1人1人違って、もう1人1人が未知数なんですよね。

一番イメージ変わったというのは、認知症とはという、その決めつけの知識に目を奪われて本人を見失いがちだったなという。本人のためと言いつつ、全然本人のためじゃなくて、自分の知識を使うためだったり、自分の仕事をうまくやるために、どうしても動きがちだったけれども、こうやって御本人の声を聞いたり、本人が参加してくださるようになったことで、本人を見失わずに、本人とともにということ、何度も何度もそのことを確認しないと、つい周りのペースとか、自分たちのために動いちゃう。未知数なんだ、1人1人生きていく可能性が未知数だし、元気なときはもちろんだけれども、実は、言葉がなくなっただけからこそが大事で、言葉なんかを超えて、人間ってコミュニケーションができたり、子どももそう、赤ちゃんもそうだけれども、みんな生きている限り、いろんなものを伝えよう、発信しようとしていて、そういう生きている限り本人が伝えようとしているものを、しっかりと一緒に聞きながら、どう一緒にいい時間をつくるか。今、そのチャンスがなくて苦しんでいる人が余りにも多いので、しっかりとこの条例を通じて、一部の人ではなくて、区民全体

がよりよい時間を持てるように、本当に大改革と一緒にやれたらいいなと感じています。

以上です。

○大熊氏 続いて、さきこさん、お願いいたします。

○さきこ氏 今、御紹介にあずかりましたさきこでございます。

私は母が同じ認知症で、うわあ、大変という。苦労を見てきていますので、いつ自分があそこまでたどり着くかということが、ちょっと不安です。

母のときは子どもが3人いました。うちは1人しかいません。ですから、その1人に負担をかけないで、何とか自立できる方法を今、模索している最中というのが、1つの考えかなと思います。

とりあえず健康に関しては人一倍元気で、何でもできてしまうというぐらい元気なものですから、まだ自分の年齢を意識して動いていないんです。これがいつ自分で、ぱたっと動けなくなるかというのが、ちょっと不安なんですけれども、とりあえず健康で元気で動けて、お話も大好きですから、お友達もいっぱいいて、仕事を持っていた間、自由を失っていましたので、今はその自由を補充してる最中というのが現実です。失礼いたします。

○大熊氏 ありがとうございます。

それでは、条例について皆さんに話を伺ってみようと思いますけれども、さきこさん、条例の検討委員会にお入りになって、どういうふうな気持ちを持たれましたか。

○さきこ氏 私は余り難しいことを考えるたちではないですけれども、区でもって皆さんたちが、こういう病気に対して考えてくださっているということ、すごくありがたいと思って、少しでもお役に立てるならば参加してみようかなと思ったのが現実です。

○大熊氏 皆さんの反応を見て、どんなふうに思われましたか。

○さきこ氏 私、ちょっとしゃしゃり出て、何でもしゃべってしまうので、もうちょっと控え目に言って、皆さんの御意見を聞いたほうがいいかなというのが反省なんですけれども。

○大熊氏 ありがとうございます。

議事録が公開されていますので、さきこさんの御発言、非常に重要なことを話してくださっています。

では、順番で、久美子さんはあっちこっち、全国から頼りにされて、講演をされたり、それから、この世田谷とどっちがいいかという、競っている御坊の条例についても関わりを持たれているんですけれども、あちこちの条例の検討と世田谷での御経験を比較して、どんなふうに思われますか。

○永田氏 今も少し和歌山県の御坊市の話が出ましたけれども、本人を抜きに

進めないということを市としてとても大事にしている、世田谷と同じように、条例をつくる過程で委員に本人が入ってくださったり、あるいは、委員会に出られない市民がいっぱいいるわけで、本人のところに出向いて、自宅で暮らしている人も、施設に暮らしている人も、どういうことを言いたいのかというのを、市の職員がいっぱい聞いて回って条例がつくられていったというのが御坊市です。

ほかの市でもいろいろ条例があるんですが、本人は参加せずに、有識者の方や関係者が中心で、どういうふうに施策を展開していくか、どういう支援をしていくかという、支援の在り方を中心に条例にまとまっているのが全国の多くの条例だと思いますが、先ほどの御坊市、そして、この世田谷区の条例の特徴は、どういう支援をするかの前に、どう区民として生きていけるのか、どう区民として一緒に生きながら一緒にまちをつくるのかという、本人や住民の視点に立った条例を非常に強く打ち出している。それが大事なんじゃないかなと思います。

ややもすると、今後、条例ってつくった後の評価が大事だと思うんですけども、どう暮らすかとか、市民・住民目線の条例でないと、これはやっています、これは何回やりましたという、支援をやったことで評価になっていってしまう。支援をやったことで本人が本当に、よりよく暮らせるようになったかとか、参加して楽しんで、家族も一緒にいい面が出てきたかとか、そういう当事者の評価に行き着かないで、施策をやったかどうかの評価になりがちなんですけれども、世田谷の条例、本当に本人が希望を持って暮らせる。本人だけではなくて周りの人も一緒に希望を持つ、家族も希望を持てる、地域の人も認知症について希望を持ってという、それが実際、3年後、10年後どうなったか、条例を丁寧に評価してみることで、本当に世田谷区の成長が見えてくる。本人が参画しながらつくることの意義が、この世田谷の条例にはあると思います。

○大熊氏 ありがとうございます。

この客席の中に、長谷川幹さん。いつも幹さんと言っているんですけども、「本人の」ということを、ものすごく強くおっしゃった。どういう思いからそれを強く主張されたのでしょうか。

○長谷川氏 突然の指名の長谷川です。よろしくお願いします。

僕も委員会に出ていましたけれども、僕自身は世田谷で40年近く、脳卒中の方とか障害の方、高齢の方、中で認知症の人もいらっしゃるんですけども、その中で、僕も10年ぐらい前から日本脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会を立ち上げて、御本人と一緒にやる学会を立ち上げたんです。その経過の中で、僕も何十年も、こういうリハビリテーションを勉強してきたと言っても、ものすごい知らないというか、本人の気持ちとか、本人の生活ぶりとか、細か

いところは、大ざっぱなところは分かったイメージがあったが、分からなかった。そうすると、聞くところからも勉強になるし、こちらもいろんな形で、どういうふうにやるとなると、一緒にやるしかないんですよ。一緒にやるしかないというのは、もう本当にそう思いました。

今まで僕も、医師としてこうあったらいいんじゃないかという提案はしていたんですけども、一緒にやるのが即現場に生かされるということですので、常に一緒にやりながら、会議も一緒にやりながら、いろんなことを企画も一緒にやりながらやっていくと、自分も変わるし、実現性というか、実践的なことが非常に変わるということも実感した、この10年なんです。

そういう意味では、ぜひ、一緒にやっていくということが非常に大事で、もう、そうすると大体いろんなことが、時々注文を聞くわけね。ちゃんとやれよというような、声になるような、僕らも反省も含めてということで、とにかく一緒にやるということだけを強調したというふうなことがあります。どうもよろしくお願ひします。

○大熊氏 ありがとうございます。

世田谷の全てのお医者さんがこうであったらいいんですけども、いろいろ邪魔しているのが、昔の医学部で勉強したことで、そのまま知識が止まっちゃっているお医者さんとか、その知識でホームページにいろいろ発言するとか、そのホームページを見て認知症と診断された人が絶望する、泣き暮らすという、さっき話に出た丹野さんがそうだったそうですけれども。

幹さんは、せたがや福社区民学会の会長さんでもありますので、とても頼もしいお話ありがとうございます。

ここで非常に大活躍してくださった中澤まゆみさんは、どこかにおられますか。まゆみさん。いらっしゃいました。

もう少しすると世田谷区認知症とともに生きる希望条例のパンフレットができますが、これを中心になって作ってくださった、まゆみさんです。この中に、さきこさんの絵を入れることになったんですよ。

○中澤氏 そうですね。昨日描いてくださって、その一部が由紀さんのパワーポイントの中に2つ入っていたんですけども、もっといろいろ描いてくださいましたよね。楽しみにしています。まだ見ていないんですけども。そんなものを入れながら、パンフレットとは言うんですけども、ちゃんと条例の中身を本当に、子どもからとは言わないけれども、小学生くらいから分かってもらえるような作り方をしたいと思って、今、作っています。

そんなことでいいでしょうか。

○大熊氏 ありがとうございます。

彼女はプロのライター、編集者でありつつ、区内のいろいろなNPOに関わ



りを持っていらっしゃるので、とても力強い味方でした。ありがとうございました。

○中澤氏 ありがとうございます。

○大熊氏 これからできるパンフレット、ほかときと違いますから、楽しみにしてくださいませ。

では、お待たせしましたが、長谷部さん、条例を検討する検討会にお出になって、どんなことをお感じになりましたか。条例の検討会で御発言になったり、みんなの話を聞いたりして、どんなふうに思われましたか。

○長谷部氏 今回の条例を、話を聞きまして、私たち老人から見て大きな希望になるのではないかと。それを最初に感じました。老人がこれから生きていく、老人がというのは私自身の話なんですけれども、これから生きていくということについて先が全く見えていないというのが本心なんです。自分の体は自分で何とか管理していこうと思っているんですけれども、その先の生活というのは何の保証もありませんし、いつ倒れるか分からない。そういった中で、自分自身だけでも、自分だけでもやるぞ、生きていくんだということを感じたいと日頃思っていたんです。それが、ひとり暮らしのよさであり、つらさでもあり、また溝でもあるような気がしますね。

そういうところに今回行政が、こういうふうに一步踏み込んでいただいて、老人について真剣に考えていただいているというのを、今日この席ですべて読ませていただいて感じております。大変ありがたいことで、老人を代表しましてお礼を申し上げたい、こう思います。

○大熊氏 ありがとうございます。

このような検討会では、時々参考人として御本人を呼ぶことは、もう国でもよくやっているんですけれども、それについてどういうふうに思われますかと申し上げたら、さきこさんも長谷部さんも、いや、ちゃんとした委員として私はやっていきたいというふうに、はっきりおっしゃいまして、これが決まったというドラマチックな場面でした。ありがとうございます。

淳志さんは、この件、いろんな検討会とかに出ているとは思いますが、今回何か感じられたことはありますか。

○西田氏 ありがとうございます。

今、由紀さんからもお話がありましたけれども、当事者の参画や市民の参画ということは、いろんなところで言われるようになってはいますが、御意見を少し賜るみたいな、そんな感じで、もうシナリオは決まっています、そういうものが多かったような気がします。そうではなくて一緒につくったり、むしろ当事者の御経験があるからこそ、何が大事で、そうではないのかということが判断できますので、本当に貴重な知恵というか、意見をいただいていると思

いますし、協働していくということが、本当に認知症のこれからの取組を進めていく上で、条例をつくって終わりではなくて、これからの地域づくりにおいてすごく大事だと思いました。

ただ、先ほど長谷川先生からも、一緒にやることの大事さ、お話があったんですけれども、一緒にやるということは、あえて言うと結構大変で、結構面倒で、結構時間がかかるという。そして、スムーズにゴールにたどり着かないということがあるわけです。ただ、それこそが大事なんだということです。

もう1つは、そういう大変なプロセスをなぜ経るのかということですが、今までのやり方で行き詰まっているという危機感と、問題意識は共有することが大事で、これまでの認知症の施策や、認知症の方が置かれてきた状況や、認知症をめぐる我々の考え方が、なぜこんなところに行き詰まったのかという、その反省を踏まえて、その上で違うやり方を取らなければいけない、協働の道しかないという覚悟で、この道を進めていく必要があるのではないかなと思っています。

○大熊氏 ありがとうございます。

この頃、いろんな分野で、コ・プロダクション、一緒につくるという大切さが言われていますけれども、この世田谷はそれをまさにやれたなと思うんですけれども、それで少し区の行政の文化が変わるでしょうかしらね。

○保坂区長 先ほど冒頭で、認知症とともに生きる希望条例の一部を読み上げました。これを聞いて、会場の皆さんの中で、なるほど、すばらしいなと思っていただいた方もいらっしゃると思いますが、冒頭でも申し上げたように、介護保険の認定者の中で、認知症高齢者数は2万4000人なんですね。軽度認知障害の方ということで枠を広げると約5万人が当事者。5万人が当事者ですから、その御家族などを入れると、どう少なく見ても10万人以上が、認知症で何らかの形で悩んだり、葛藤したり、ちょっとつかみ合いのけんかをしたり、どうしたらいいのかという渦中にいる方たちが、きっと今、世田谷区内にも数千組から1万を超える単位でいて、その方々からは、何だこれ、きれいごとじゃないかとか、そんな建前言ったってどうなんだという、きっと実感がぶつけられることと思うんですね。

そのときに、行政というのは、1人1人の御家族や御自身の事情は違う、置かれている立場も違う、暮らしている場所も違う、支えている人も違うんですけれども、どんな方でも、まちづくりセンターを中心としたネットワークの中に、御本人の、例えば趣味で、これなら誰ができるよとか、あるいは、健康サロンで体操しましょうとか、いろんな資源があるわけなんですね。使えるところ。お互いが孤立しないでやれるところ。孤立しないでという意味では、御家族も孤立しないでやるのが大事だと思うので、家族の会の皆さんにも、この条例

検討には参加をしていただきました。

なので、多分、世田谷区で一番数多い人が悩んでいる、直面している問題が、この認知症の問題で、そこから希望を紡ぎ出していくという大変難しい、また、しかし大きく意義のあること、そして価値観を変えるんだと。今、まだまだ古い価値観で見ている関係者、医療だとか、福祉だとか、あるいは当事者の方も含めて、もう認知症と言われただけで、ちょっとこの先ないのかななんて思って、非常に落ち込んでしまうということはあると思うんですが、これは世田谷区として世界の中で、やはりこういう尊厳を持ってこれからの希望を持とう、こういう流れをしっかりと示していくことで、今の長谷部さんのお話で少し元気が出てきたと。これはとてもうれしいことだし、その元気をあした、あさってにつなげていく地域での取組が大事だなと思いました。

○大熊氏 ありがとうございます。

この席上には、さっきちょっとお名前を出した、スウェーデンでシルビア・ドクターという認知症の専門家の称号をもらった方とか、厚労省の政策統括官という、厚労省の政策を決めるような方もいらっしゃいますので、今日のお話はいろんなふうに影響があるかなと思っています。

では、質問のお時間で。そちらは佐久間課長が仕切ってくださいますので、よろしくをお願いします。

○司会 大熊さん、パネリストの皆さん、本当にありがとうございました。

続きまして、質疑応答に移らせていただきます。御質問のある方は挙手をお願いいたします。マイクを回しますので、マイクを通じて御質問をお願いします。

○質問者 条例はなかなかいいものだと思うんですけども、幾つか疑問があるので、質問したいと思います。

条例の第4条で、認知症施策の実施に当たり、本人及びその家族の意見を聞かねばならないとあります。今までのお話を伺って、本人本位、本人主義、本人第一と言いながら、本人及び家族と、本人と家族を同列に書かれているのは、この第4条だけではなくて、この条例全体の中で9か所もあるんですね。一体家族が何でここで出ているんだらうと。家族がいない人も世の中にはたくさんいらっしゃいます。

この問題を考えるときに、私は、障害者基本法と比べながら考えるといいと思うんですね。認知症の方も障害者手帳をもらえます。障害者基本法で家族の意見を聞かねばいけないとか、家族の支援が必要だということは全く書かれておりません。障害者本人を対象としているのが障害者基本法です。その点、どうして家族が頻繁に出てくるのかなという疑問が、まずあります。

これは御坊市の条例でも、議論の中で、御坊市はあえて家族を一切条例の中

に言葉として入れておりません。その辺どういうふうにお考えなのか。ともすると御本人と家族の考え方が違って、家族が優先されて、医療機関に行ったり、様々な介護保険サービスを使うときに、家族の言うことを聞くことによって診療や介護保険サービスが提供されがちであります。家族が代弁者でよろしいんでしょうかという疑問がまず1つ。

次に、本人が何をしなくてはいけないのかというのは、第5条の第4項で、自らの体験、考え、意見等を発信するようにと、発信というのが本人の役割として挙げられております。これに対して御坊市の条例では、社会参加、社会参画が本人の役割として書かれています。この世田谷区の条例でも、実は第10条とか第14条の2項に社会参加という言葉があるんですけども、残念ながら、第5条の本人の役割の中では社会参加という言葉がありません。御坊市では働くという言葉でも、この社会参加を書き、なおかつ障害者基本法では雇用にまでつなげています。もう少し社会参加とか社会参画という言葉が出てきてもいいのではないのでしょうか。

最後に、認知症の当事者の全国団体である日本認知症本人ワーキンググループが主張している、次の国会で多分出てくるであろう認知症基本法に対する考え方で、絶対に予防という言葉を使わないでくれ、備えにしてくれという主張をしています。これは、世田谷区の条例でもそれはかなえられています。しかし、もう1つ、この団体が要望しているのは、人権という言葉を引きちっと入れてほしいと。認知症や障害者の方たちの世界の流れは、人権という言葉が入っているかどうかによって、その地域や国が本当に障害者や認知症の方を普通の人たちと同じように考えているかの1つの判断であろうかと思われまます。残念ながら、世田谷区の条例には人権という言葉ではなく、権利という言葉でしか書かれておりません。

以上3点について、もしよろしければ御回答いただければと思います。

○大熊氏 両方のことを御存じなので、どんなふうに思われますか。

○永田氏 いろいろありがとうございました。それぞれ、世田谷の委員会の中でも議論の論点として出てきたところです。

御坊市と世田谷区の条例の違いの1つ、御坊は市民と分けて本人という立場を出しています。世田谷はそこがすごく話し合われて、本人は区民とは別の存在ではない、本人も区民の一員であって、元気なときから生きている過程の中で、たまたま認知症を発症して、その後も区民の1人として生きていくという。参画という言葉は区民の中にしっかり入っていて、特別本人が参画とか言うよりも、区民の1人として、元気なときから、発症してからも、ずっと参画し続けることが大事で、別物として扱わない。そこはやっぱりもっと特徴を生かす。本人ならではの、認知症になってからの配慮とか、それはもう当然いるわけで、

そのために本人がどんどん発信して、本人が伝える中で、本人から学びながら一緒に参画でつくり出していくという展開をした中での、こういう条文になっているんだと思います。

分かりにくいかもしれませんが、どうしても今まで認知症の人は、そのほか市民と分けてきたのが、世田谷区の希望条例では元気なときからみんなで備えて、その過程でなるかもしれない、なってからも今までどおり区民の1人として生き切っていこう、一緒に生き切っていこうという、その発想がとても強いんだと思います。

よろしいでしょうか。

○大熊氏 家族を入れるかどうかは相当に議論して、あれだけ残ったんですよ。

○永田氏 御坊市の条例でも、家族が初め入っていたんですね。でも、議論の中で、家族も本人も、やっぱり本人がよりよく生きる、本人がどう生きていけるかを、しっかりとそこを中心にした条例にすることで、本人が元気になることで、家族も解放されたり負担が減る、本人がよく生きるという、そのことが何よりも、御坊市の条例の中心でということ、本人という記載になった。また、本人と家族を並列にすると、頭では分かっても、実際問題、家族の声が前面に出てしまったり、だんだん本人が言えなくなっていくと、家族のほうにも余計な負担がかかっていってしまう。本当に、本人も家族も自分らしく暮らし続けることを守るために、あえて御坊の場合は家族ということをもしろ出さずに、家族がいない場合も本人が生きていけるような条例にしようという。そういう、非常に前衛的な選択をして、人が1人1人生き切れる、認知症になっても、ひとり暮らしも大丈夫な地域をつくろうという合意で、家族があえて文面から落ちた、なくなったという経緯があります。

世田谷区の場合、その点について議論がまだまだこれから必要だとは思いますが。今、現実問題、委員会の中でも、本人がよりよく生きていくために家族がどう一緒によりよく生きていくかのところ、本人の声と同時に、家族の声もしっかりと聞きながらということの重要性が発言されたものもあって、本人及び家族という表現が残ってきた経緯があると思います。

ただし、今、御質問があったように、家族が本人の声を代弁し切れるわけではなく、家族は家族の意見としてしっかりと出してもらいつつ、本人が本人なりに考え、本人が選び、本人がよりよく希望を持って暮らしていく。それをどう主軸にしながら進めていくかということについては、世田谷の条例で、そこが本柱として立っている

今のようなご質問の本人及び家族と書いたときに、いつの間にか本人という存在が見失われてしまっていく危険性がある。そのことをあえて見据えながら、

本人及び家族というふうになっている面というのは、今後条例を進めていく上で、何段階も何段階も大事にしていく必要があるところを御指摘いただいたかなと思います。

○西田氏 御家族の条例における位置づけというのは、本当に大きな課題といえますか、論点でありましたし、今、永田さんがおっしゃったように、今後さらにそこを検討し続けていくところだと思うんですけども、いろんな国と比較したときに言えることは、日本人の調査をすると、認知症とともに希望を持って生きるということは、イコール家族に迷惑をかけるみたいな、イコールになっちゃっているんですね。調べると。ほかの国で調査をすると、そこは必ずしも一致しないんですけども。それはイコールになってはいけないところですし、個別に、別々に、本当は対応を考えていかなければいけないところだと思います。要するに、皆さん、本当に真面目な方が多いので、迷惑をかけてはいけないという価値意識が非常に強いんですけども、そういう中で、やはり希望というものを打ち出せなかったという経緯があったと思います。

ですから、御家族の支援、ケアラーの支援をしっかりと進めていくことと、御本人の希望をベースにして、これから考えていくということを二本柱で並行してやっていく必要がありますし、まずは、でも、これまでの経緯を踏まえて、反省に立てば、御本人さんの希望というところに焦点を当てた展開をしていくことが優先順位としては大事ではないかなと。御家族のケアラーサポートが不要だと言っていることではないですし、そこがあつてのことだということなんですけれども、ただ、そういう文脈の中で希望が表出されなかったという、この反省に立っての今の条例の達成ポイントなんじゃないかなと思います。これがベストなのかどうかということには、まだ課題があるかと思います。

○大熊氏 御本人の意向が第一だということを具現化するために、世田谷は私の希望ファイルというものがあるわけで、そこには家族がという言葉は全く出てこないわけで、文面上、家族という、今の段階で家族の人を全く無視した条例にするのは、家族が余りにも抵抗を感じるということから、議論の末、家族が残っておりますけれども、本筋の実行していくところでは、希望ファイルを作っていくところで、御本人が中心になると思います。

それから、人権のほうは。

○保坂区長 御指摘ありがとうございます。

確かに人権という二文字がないと。ただ、私は、この条例自体は、一番冒頭申し上げたように、認知症当事者の権利宣言という大きな価値軸の転換を提示しているものと考えておまして、その当事者団体の方が御覧になって、これは人権を全く入れていないから、よろしくないんだという評価なのかどうかというのは、ぜひ聞きたいところだと思います。

家族のことも、今、御指摘の人権のことも、この16条に、この条例は非常に理念的な条例ですから、具体的に何をやるんだというところで、世田谷区認知症とともに生きる希望計画というものをつくりなさいということで義務づけております。この希望計画は、具体的に世田谷区として、どこから何をどのように始めていくのかということ具体的に設定していくものなので、その中で例えば御懸念の、本人及び家族といったときに、本人の話はそこそこに、やはり家族の言うことを最優先にみたいな誤解というか、そういうことではないというのは私たちの趣旨ですけれども、そういったところをもう少しルール化して、しっかり書き込んでいくということではあるかと思えますし、人権についても、ある種、認知症の当事者の方の権利宣言、人権宣言みたいな内容を、これからやはり区民に知らせていかなければいけないと思うんですね。今日これだけの方が集まっていますけれども、認知症とともに生きる希望条例というものができたのを知っていますかと、梅ヶ丘の駅前で聞いたら、多分そんな、10人に1人ぐらいもいないかもしれないですよ。それは非常に申し訳ないことで、まして、世田谷区の最大の産業は福祉ですから、働いている方は一番多いんですね。高齢福祉、そして障害福祉、いろんなケースワーカーで回っている方、大変多いですね。この皆さんが今、認知症とともに生きる希望条例というものができたんだと。ここにはこんなことが書かれているね、内容もだんだん浸透していくと。そこには全力を挙げていきたいと思えます。

○大熊氏　こういう国や自治体の条例に権利という言葉が入るだけでも、かなりの前進なんですよね。権利というのは、なかなか入らなかった言葉。そこを一里塚は入れたかなというふうには思っています。

○永田氏　広く権利で、人権は大事な部分。世田谷の話し合いの中でも、当たり前前に暮らしていく権利をしっかり守っていくという、何も権利だけを切り取って使ったわけではなくて、人として当たり前前に暮らす権利という中で、意思と権利と尊重という言葉が盛り込まれていったんだと思えます。

条例全体を通じて趣旨をきちんと酌んでいただけるといいなと思って聞きました。

○大熊氏　ありがとうございます。

○司会　もう時間も押しておりますので、もう一方ぐらい、どなたかご質問はございますか。大丈夫ですか。

それでは、パネリストの方々、ありがとうございます。

最後に、高齢福祉部長の長岡より一言御挨拶を申し上げます。

○長岡高齢福祉部長　皆様、本日はお忙しい中、シンポジウムに御参加いただきまして誠にありがとうございました。

このシンポジウムは、当初4月に開催する予定でしたが、コロナウイルスの

関係で開催できずに、ずっと延期となっていました。今日も本当に開催できるかどうか心配しておりましたが、こうやって無事に、新しくできたこの施設を使って開催することができ、たくさんの方々に御参加いただきまして大変よかったですと思っております。

また、大熊先生をはじめ、パネリストの皆様方におかれましては、貴重なお話と活発な意見交換、ありがとうございました。

先ほど来、いろいろお話の中で出てきましたけれども、認知症は誰もがなる可能性があります。区民の皆さんが認知症を自分のことと捉え、認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らし続けることができる地域共生社会の実現には、認知症の御本人の視点が重要であると区としても認識しております。本条例は御本人の思いや意見を直接聞きながら、丁寧な議論を重ねて制定したものでございます。この後の計画の策定につきましても、当事者の方にもお入りいただきまして進めてまいりたいと考えてございます。

本日のパネルディスカッションでも、御本人の方を交えて、いろいろお話を伺うことができました。ありがとうございました。

講話におかれましては、まず区長から条例の検討の経緯、条例の趣旨、地域包括ケアの地区展開のことを含めましてお話をいただきました。

そして、大熊先生からは「認知症とともに、このまち、世田谷で」ということで、誇り、味方、居場所と希望を持つことが大切であるということをお話いただきました。また、最後のパワポの中でお母様のことも御説明いただき、誇りと味方と居場所と希望があると、あんなすばらしい生き方ができるんだということが分かりました。ありがとうございました。

また、西田先生からは私の希望ファイルのこと、永田先生からは本人の参画と協働の重要性についてお話をいただきました。ありがとうございました。

また、パネルディスカッションにおかれましては、長谷部さん、さきこさんをはじめ、大変貴重な話をお伺いすることができまして、これからの計画づくりにも反映させていきたいと考えております。ありがとうございました。

区としましては、今後も引き続き、御本人の皆様にご参画をいただきまして、全ての区民の方が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指しまして、区民の皆様、地域団体、関係機関、事業者の皆様方の御協力もいただきながら、区と一緒に一丸となって、この条例の趣旨、また、私の希望ファイルをはじめとしたこの考え方を生かして、地域づくりを進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○司会 これをもちまして本日のシンポジウムは終了とさせていただきます。



アンケートは出口の回収ボックスにて御提出をお願いいたします。お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後 4 時15分閉会